



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 歳入の徴収の事務の委託（警察本部交通規制課） 2
- 選挙管理委員会事項**
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 3
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 3
- 正 誤**
- 平成30年3月30日付け公報号外第11号中訂正 4

告 示

沖縄県告示第198号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年4月17日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年5月22日から同年6月24日まで
- 4 観覧料の額
平成30年度博物館企画展「新収蔵品展—平成29年度収蔵資料—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	500円	400円
	大学生及び高校生	300円	240円
	中学生及び小学生	150円	120円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町南浦野地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年8月2日から平成30年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

沖縄県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大神	宮古島市平良字大神の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
狩俣	宮古島市平良字狩俣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西里	宮古島市平良字西里、平良字東仲宗根及び平良字東仲宗根添の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西仲宗根	宮古島市平良字西仲宗根及び平良字東仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東仲宗根	宮古島市平良字東仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新里	宮古島市上野字新里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
佐良浜(3)	宮古島市伊良部字池間添の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
平瀬尾神崎	宮古島市平良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	地滑り
与那浜崎	宮古島市平良及び城辺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成30年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社琉球人材派遣センター
 - (2) 所在地 沖縄市室川二丁目8番13号平良アパート103号室
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成30年4月17日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
特別養護老人ホーム嬉の里	(新) 南風原町字新川538番地 (旧) 南風原町字新川470番地の1	平成28年5月1日

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成30年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成30年4月17日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,142
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,636
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,459
うるま市選挙区	32,233
沖縄市選挙区	36,666
宜野湾市選挙区	25,551
浦添市選挙区	29,680
那覇市・南部離島選挙区	89,990
豊見城市選挙区	16,214
島尻・南城市選挙区	34,410

糸満市選挙区	15,887
宮古島市選挙区	14,891
石垣市選挙区	14,521
国頭郡選挙区	18,368
中頭郡選挙区	40,832

正 誤

平成30年3月30日付け公報号外第11号掲載の「沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（沖縄県規則第46号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
39	上から15	沖縄県国民健康保険財政安定化援基金 条例施行規則	沖縄県国民健康保険財政安定化基金条 例施行規則
39	下から12	$A = E \times 1.1$	$A = E / 2$

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--